

支部規約

(目的)

第1条 この規約は、東京都正札シール印刷協同組合（以下、本組合）が定款第52条の規定により設置する支部の運営等について必要な事項を定め、支部活動の推進に資することを目的とする。

(資格)

第2条 支部は、その地域に所属する組合員をもって構成する。

(地域・数)

第3条 支部の地域割り及び数は、理事会において定めることとする。

(事業)

第4条 支部は、次の事業を行う。

- (1) 支部会を定期的を開催する（3カ月に1回程度）ただし、組合行事と重複することを避けるとともに、直近の理事会開催後に支部会を行うよう日程調整を行うこととする（迅速な理事会報告のため）
- (2) 本組合の理事会報告及び事業の周知徹底と協力、参加の呼びかけ。
- (3) 当該支部員のために講習会、セミナー等の実施。
- (4) 当該支部員の親睦と交流のための事業の実施。

(役員)

第5条 支部に、支部長1名、副支部長若干名、会計担当者1名を置く。なお、支部長は組合理事とすること。また、いずれも支部会にて選任すること。支部長は支部を代表し、支部会務を統括する。副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故があるときには、あらかじめ定めた順位にしたがい、その職務を代行する。

(役員任期)

第6条 支部役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げないが、2期4年までが望ましい。

(経費・会費)

第7条 支部経費は、本組合からの補助費、支部員からの負担金（支部会費）及びその他の収入をもって充てるものとする。なお、本組合からの補助費は、支部会会場費及び（セミナー開催時における）講師謝金等などに充当するものとし、飲食への充当は控えることとする。

(報告義務)

第8条 支部は、本組合に対して支部会開催後7日以内に、報告書（出席名簿含む）及び会計報告（領収書等を添付のこと）をしなければならない。

(その他)

第9条 本規約に定めのない事項であって必要な事項は、各支部会で定めることとする。

平成27年5月26日制定